# Regular/Intensive

レギュラー・速修コース

基本テキスト

第1回体験講義用 テキスト

# 国税徴収法

NATIONAL COLLECT TAX



TEXT 1



## テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

レギュラー•速修 P17~30

## 国税徴収法 レギュラー・速修コース 基本テキストNo. 1 コントロールタワー

教材	学 習 内 容	基本テキスト	トレーニング	理論マスター
数		<b> </b>	グ	ı
第1回	財産の調査 質問及び検査 捜索	P.17	問題 1 問題11	3-18
第2回	財産の差押え 滞納処分による差押えの要件等 差押換えの請求 各種財産の共通的な差押手続	P. 33 ? P. 64	問題12 問題23	3-1  3-5
第3回	財産の差押え 各種財産の差押手続(その1)	P. 67	問題24 問題31	3-6 3-8 ~ 3-13
第4回	実力テスト 財産の差押え 各種財産の差押手続(その2) 差押えの解除	P. 103	問題32	3-7 3-15
第5回	財産の差押え 差押えの一般的効力 交付要求 交付要求 参加差押え	P. 119	問題34 問題35 ~ 問題43	3-14 3-16 3-17
第6回	換価及び配当 財産の換価及び配当	P. 149	問題44 問題56	4-1
第7回	国税と他の債権との調整 国税の一般的優先の原則 国税及び地方税の優先 留置権の優先 不動産保存の先取特権等の優先 法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先 質権又は抵当権の優先	P. 183	問題57 ~ 問題69	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6
第8回	実力テスト 国税と他の債権との調整 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収	P. 213	問題70 <a href="#"> <a <="" href="#" td=""><td>1-7</td></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a></a>	1-7
民 法	1時効 2担保物権 3留置権 4先取特権 5質権 6抵当権 7相続 8借地権 9担保のための仮登記 10譲渡担保 11不動産登記法 12詐害行為取消権 13賃貸借契約 14債権の譲渡・消滅 15強制執行・仮差押え等	P. 221		

### はじめに

国税徴収法は、いわゆる滞納処分法たる性格を中核とし、「国税徴収の例による」、「国税滞納処分の例による」、「滞納処分の例による」等の文言により、他の公租(地方税)、公課(社会保険料等)の徴収面でも広くその手続きが引用され、いわゆる公法上の徴収金の徴収面での基本的な地位を占めている。

この国税徴収法は、明治元年「当分の間、旧慣を採用する」とする太政官布告にその源を発し、その後租税不納者身代限法(明治5年太政官布告第285号)、租税不納処分規則(明治10年太政官布告第79号)、(旧)国税徴収法(明治22年法律第9号)、さらに国税滞納処分法(明治22年法律第32号)を経て明治30年法律第21号をもって国税徴収法(旧法)の制定をみるに至り、爾来60有余年の星霜を経来たったところ、昭和34年にその全面改正が図られ(同年法律第147号)、次いで国税通則法の制定に伴う一部改正を経て、「国税の滞納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保すること」(国税徴収法1条参照)とする現行国税徴収法の実現をみるに至っている。

国税徴収法は、その中に民法や商法等の私法の分野に関連する用語等が出てくるところから、ややもすると難かしいのではないかと思われがちであるが、国税がどのようにして徴収されるかについての流れというか、徴収手続の順序というものを理解すれば、これが決してそのようなものでないことが十分にお分り頂けることと思う。

この書は、税理士試験において国税徴収法を選択される方々を対象として徴収法を分り易く解説 したものであるが、本書により折角螢雪の功を全うされることを期待してやまない。

## TAC方式

## 各テーマの学習内容の類型

#### ●テーマO 国税徴収法のアウトライン

	類型	内	容	テキスト	回数
ĺ	0 - 1	国税通則法のアウトライン		No 1	第1回
	0-2	国税徴収法のアウトライン		No. 1	第1回

#### ●テーマ1 財産の調査

類型	内	容	テキスト	回 数
1 – 1	質問及び検査		NI- 1	<b>数</b> 1 回
1-2	搜索		No. 1	第1回

#### ●テーマ2 財産の差押え

類型	内	容	テキスト	回 数
2-1	滞納処分による差押えの要件			
2-2	差押換の請求		No. 1	第2回
2-3	各種財産の共通的な差押手続			
2-4	各種財産の差押手続(その1)		No. 1	第3回
	各種財産の差押手続(その2)		No. 1	第4回
2-5	差押えの解除		No. 1	第4回
2-6	差押えの一般的効力		No. 1	第5回

#### ●テーマ3 交付要求

類型	内	容	テキスト	回数
3 – 1	交付要求		No. 1	<b>*</b> - 0
3-2	参加差押え		No. 1	第5回

#### ●テーマ4 換価及び配当

類型	内	容	テキスト	回 数
4-1	換価			
4-2	換価の効果		No. 1	第6回
4-3	配当			

#### ●テーマ5 国税と他の債権との調整

類型	内	容	テキスト	回数
5 – 1	国税の一般的優先の原則			
5-2	国税及び地方税の優先			
5-3	留置権の優先		No. 1	第7回
5-4	不動産保存の先取特権等の優先		100. 1	第 / 凹
5-5	法定納期限等以前にある不動産賃貸の先	取特権等の優先		
5-6	質権又は抵当権の優先			

5-7	担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収	No. 1	第8回
5-8	法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等	No. 2	第1回
5-9	譲渡担保権者の物的納税責任	No. 2	第2回
5-10	国税及び地方税等と私債権との競合の調整	No. 2	第1回

#### ●テーマ6 第二次納税義務

類型	内容		テキスト	回 数
6 – 1	第二次納税義務の通則的な徴収手続			
6-2	無限責任社員の第二次納税義務			
6-3	清算人等の第二次納税義務		No. 2	第3回
6-4	清算受託者等の第二次納税義務		INU. Z	おり凹
6-5	同族会社の第二次納税義務			
6-6	実質課税額等の第二次納税義務			
6-7	同族会社等の行為計算の否認による課税額の第二次網	内税義 📗		
6-8	共同的な事業者の第二次納税義務			
6-9	事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務		No. 2	第4回
6-10	無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務		INU. Z	<b>第</b> 4回
6-11	人格のない社団等の財産の名義人の第二次納税義務			
6-12	人格のない社団等から財産の払戻等を受けた者の第二次納	脱義務		

#### ●テーマ7 徴収緩和制度

類型	内	容	テキスト	回 数
7 – 1	災害等による納税の猶予			
7-2	通常の納税の猶予		No. 2	第5回
7-3	課税遅延に基づく納税の猶予		100. ∠	第3回
7-4	換価の猶予			
7-5	滞納処分の停止		No. 2	第6回

#### ●テーマ8 保全処分・国税の担保等

類型	内	容	テキスト	回 数
8-1	繰上請求			
8-2	保全差押		No. 2	第6回
8-3	繰上保全差押			
8-4	保全担保			
8-5	国税の担保		No. 2	第7回
8-6	納付委託			

#### ●テーマ9 不服審査(不服の申立て)

類型	内	容	テキスト	回数
9 – 1	不服の申立てと国税の徴収との関係	系	20.0	200
9-2	不服の申立ての特例		No. 2	第8回

## テーマ ()

## 通則法と徴収法のアウトライン

理論:重要度 ★

## 〇-1 国税通則法のアウトライン

#### 1. 国税通則法の目的

国税通則法は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もって国民の納税義務の適正、かつ、円滑な履行に資することを目的とする。

- 通則法の目的 → (1) 国税に関する基本的な法律関係の明確化
  - (2) 税法の体系的な構成の整備
  - (3) 税務行政の公正な運営

#### 2. 国税通則法と他の税法等との関係

- (1) 個々の税法との関係
  - ① 国税債権を成立させるための課税要件等に関する課税 実体規定、期限内申告及びこれに付随する納付に関す ➡ 所得税法、法人税法等 る規定
  - ② 期限後申告から更正、決定まで及びこれに伴う納付、 
    徴収、還付、付帯税、税務争訟等に関する共通規定
- ⇒ 国税通則法

③ 滞納処分に関する諸規定

- ⇒ 国税徴収法
- ④ 脱税など犯則取締に関する諸規定

- ⇒ 国税犯則取締法
- ※ 所得税法など各税法 … 一般の納税者に関して各税固有の規定を設けている。国税通則法 … 各税法を通じた一般的あるいは共通的な規定を設けている。
- (2) 国税徴収法との関係

国税通則法 **⇒ 国税徴収法** 〔一般法〕 **〔特別法〕** 

(3) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法との関係

行政不服審査法

⇒ 国税通則法

行政事件訴訟法

[一般法] 〔特別法〕

#### 3. 国税通則法上の当事者

#### (1) 納税者など

税務行政の一方の当事者は税務行政機関(国税庁・国税局・税務署)であるが、これに対するもう一方の当事者は納税者になる。

税務行政機関 ⇐⇒ 納税者〔納税義務者・源泉徴収義務者等〕

※ 納税者は更に①納税義務者と②源泉徴収義務者等に分けられる。

#### (2) 納税義務者

納税義務者とは、所得税法、法人税法など各個別税法に定めるところにより国税を納付すべき義務がある者をいう。

(注) 通則法では、保証人及び第二次納税義務者は納税義務者から除かれている。

#### (3) 源泉徴収義務者

源泉徴収等による国税を徴収して国に納付しなければならない者も、通則法では納税者として税務行政機関に対応する他方の当事者となる。その代表的なものが、源泉徴収義務者である。 (注)源泉徴収義務者は、自ら税負担をするわけではないので、その意味では納税義務者と異

なるが、国との間における源泉所得税の徴収及び納付の面では、通則法での「納税者」と しての立場に区分される。

#### (4) 納税管理人

日本国内に住所又は居所を有しない納税者は、申告書の提出や納付などを自ら行ったりする ことができない。そのため、このような者は、国内に「納税管理人」を置いてこれらの事務を 遂行してもらうことになる。

「納税管理人」は、①国内に住所及び居所などを有しない納税者によって選任され、②各種申告書の提出や更正通知書、督促状の受領など納税者がなすべき事務の処理にあたる。つまり、「納税管理人」自体は、納税者ではないが納税者の代理人としての性質を有しており、その授権内の行為については直接納税者本人にその効力が及ぶことになる。

(注)納税管理人は、租税債務者ではないので滞納処分などの対象になることはない。

#### 4. 納税義務の成立

#### (1) 成立の意義

納税義務の成立は、国の立場からみれば国民に対して租税という形で金銭による納付を請求 しうる権利の発生ということになり、また、これを国民の側からみれば国税を納付しなければ ならない義務の発生ということになる。

#### (2) 納税義務の成立の時期

税目	納 税 義 務 の 成 立 時 期								
申告納税による所得税 (申告所得税)	暦年の終了の時 (通15②一)								
源泉徴収による所得税 (源泉所得税)	源泉徴収をすべきものとされている所得の支払の時(通15②二)								
法 人 税	事業年度の終了の時 (通15②三) ( 中間申告に係る法人税 (通令5①六) → 事業年度の開始の日から起算して6月を経過する時								
相 続 税	相続又は遺贈による財産の取得の時(通15②四)								
贈与税	贈与による財産の取得の時(通15②五)								
消費税	国内取引⇔課税資産の譲渡等を行った時(通15②七) 輸入貨物⇔保税地域からの引取りの時 中間申告に係る消費税(通令5①十) → 中間申告対象期間の末日を経過する時								
申告納税方式による国税 に対する加算税	法定申告期限の経過の時(通15②十三)								
源泉徴収及び特別徴収に よる国税に対する加算税	法定納期限の経過の時(通15②十四)								

<sup>(</sup>注)消費税の課税資産の譲渡等(消2①九)とは、個人事業者及び法人が、事業として対価を得て行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供で、国内取引で非課税とされているもの以外のものをいう。

#### 5. 納付すべき税額の確定

#### (1) 確定の意義

納付すべき税額の確定は、その後行われることになる納税義務の履行手続を進めていく際の 前提要件というべきものである。例えば、納税義務が成立していても、税額の確定がなければ、 納付された税額は原則として誤納となってしまう。つまり、確定がなければ納付はなく、徴収 もありえないのである。ただし、一度確定した税額でも、正しい(真実の)税額と異なること が明らかになったときには、その後、確定手続によって増額または減額される場合もある。

納付すべき税額の確定は、①自動確定の国税の場合②申告納税方式による場合③賦課課税方式による場合の3つがある。

#### (2) 自動確定の国税

納税義務の成立と同時に特別の手続きを要しないで税額が確定する国税で、主に次のものが ある。

- ① 予定納税に係る所得税
- ② 源泉徴収等による国税 (例えば、源泉所得税)
- ③ 延滞税及び利子税
- ④ 登録免許税

#### (3) 申告納税方式における確定

- ① 申告納税方式とは、納税者の納付すべき税額が、国税に関する一方の当事者たる納税者自身で行う申告行為により確定する方式である。現在、ほとんどの国税が申告納税方式によっている。主な税目は以下のとおりである。
  - (イ) 申告所得税
  - (口) 法人税
  - (ハ) 相続税及び贈与税
  - (二) 消費税
  - (ホ) 酒税
  - (ペ) 石油ガス税、石油税
  - (ト) たばこ税

#### ② 納税申告

納税申告とは、申告納税方式による国税について、その納税義務を確定することを目的と して行われる課税標準や税額等の税務署長へ通知する行為である。典型的な納税申告は、以 下の3つがある。

- (イ) 期限内申告
- (四) 期限後申告
- (/) 修正申告
  - ※ この申告によって、国税債務を負担するという具体的な効果が発生する。

#### ③ 更正及び決定

#### (イ) 更正

納税申告による課税標準等又は税額等が、国税に関する法律に従って計算されていないときや課税標準等又は税額等が調査結果と異なる場合には、税務署長は、その権限により 課税標準等又は税額等を確定させる処分を行うことができる。この処分を更正という。

この処分により、納付すべき税額が増加又は減少することになり、前者を増額更正・後 者を減額更正という。

※ なお、減額更正には①更正の請求に基づいて行うものと、回税務署長の職権に基づいて行うものがある。

#### (口) 決定

納税申告を行う義務があると認められる者が、その納税申告書を提出しない場合には、 税務署長はその調査により課税標準等及び税額等を確定する処分を行う。この処分を決定 という。

なお、決定しても納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、その実益がないので決定は行われない。

#### (4) 賦課課税方式における国税

現在、大部分の税は申告納税方式によっているが、ごく一部の税については賦課課税方式によっている。

申告納税方式が、納付すべき税額の確定を「納税者が行う申告」に基づいているのに対し、 賦課課税方式は、納付すべき税額の確定を専ら税務署長等の処分である「賦課決定」によって いる。

現在の税法において、賦課課税方式によることとされているのは、取引所税を除けば、過少 申告加算税をはじめとする各種加算税や過怠税などの国税である。

#### (例) 法定申告期限及び法定納期限

		法 定	申 告	期	限	法	定	納	期	限		
① 所得税(②を限	余く)	翌年3月 期間 2.	] 15日 16~3. 15			翌年3月15日						
② 源泉徴収による (注)	る所得税					源泉所得税の徴収日の属っ る月(支払月)の翌月10日						
③ 法人税			夏終了の  月を経過		事業年度終了の日の翌日 から2月を経過する日							
④ 相続税		を知った 月を経過				続開始を知った日の翌日 ら10月を経過する日						
⑤ 贈与税	翌年3月期間2.				翌年3月15日							
⑥ 消費税 国内	可取引	から2	間の末日 月を経過 :翌年3	する	5 目	課税期間の末日の翌 から2月を経過する (個人は翌年3月31日						
輸入	貨物	課税貨物	物の引取	ι η σ	りの時 課税貨物の引取りの							

(注)納期の特例(所得税法216条)の法定納期限

1月~6月分⇒7月10日

7月~12月分⇒翌年1月20日

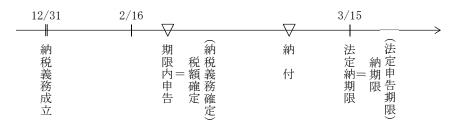
#### ●税額確定ケースの5パターン ~確定申告所得税が前提~

#### (1) 期限内申告(通17)

申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに、税務署長に提出しなければならない。

この納税申告書を期限内申告書という。

(例)

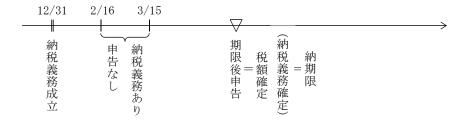


#### (2) 期限後申告(通18)

期限内申告書を提出すべきであった者は、その提出期限後においても、税務署長の決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することができる。

この納税申告書を期限後申告書という。

(例)

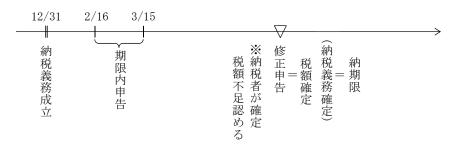


#### (3) 修正申告(通19①②)

納税申告書を提出した者は、その申告額が過少であった場合などのときには、税務署長の更正があるまでは、課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

この納税申告書を修正申告書という。

(例)

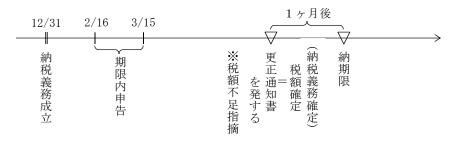


#### (4) 更正処分(通24)

税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他その課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、その申告書に係る課税標準等又は税額等を確定する処分を行う。

この処分を更正という。この処分により納付すべき税額が増加する場合を増額更正といい、減少する場合を減額更正という。

(例)

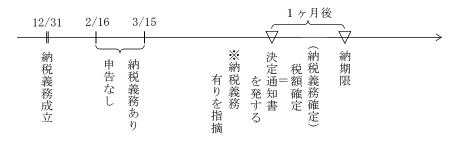


#### (5) 決定処分(通25)

税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者がその申告書を提出しなかった場合には、その調査により、その申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する処分を行う。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する金額が生じないときはこの限りでない。

この処分を決定という。

(例)



#### ●法定納期限と納期限

#### (1) 法定納期限

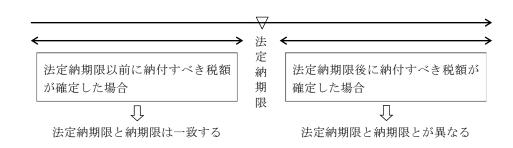
国税に関する法律に定められている本来納付すべき期限をいう。

- (注1) 通常、法定納期限以前に納付すべき税額が確定するので、法定納期限と納期限は一致 することになる。
- (注2) 法定納期限後に納付すべき税額が確定した場合には、法定納期限と納期限とが異なる ことになる。

#### (2) 納期限

納付すべき税額の確定した国税を実際に納付すべき期限をいう。

- (注3) 当該期限は、納税者に与えられた権利である。国税は、原則として期限の利益を奪う ことは許されない。
- (注4) 納付すべきこととされている期限までに納付しなければ、督促から滞納処分へと強制 換価手続が進められていくことになる。



#### 6. 納税義務の消滅

#### (1) 納税義務の消滅

納税義務成立後、申告納税方式などの手続きを経て納付すべき税額が確定、すなわち納税義務が確定するが、その確定した納税義務は以下のような原因により消滅する。

#### 納税義務の消滅 → ① 納 付

- ② 滞納処分による換価代金などの充当
- ③ 環付金などの充当
- ④ 免 除
- ⑤ 減額更正等
- ⑥ 徴収権の消滅時効の完成
- ⑦ 滞納処分の停止期間の経過

#### (2) 納付

国税の納付がなされると、納付された金額の範囲内で納税義務が消滅する。

#### (3) 滞納処分による換価代金などの充当

国税が納税者による自主的な納付がなされないときは、滞納処分による強制徴収がなされる。 この滞納処分による差押財産の換価代金又は交付要求による受領金等を未納(滞納)国税に充 当すると、充当した金額の範囲内で納税義務が消滅する。

#### (4) 還付金などの充当

還付金、過誤納金などを未納(滞納)国税に充当すると、充当した金額の範囲内で納税義務が消滅する。

#### (5) 免除

①納税の猶予などの場合の延滞税の免除、②災害等により期限を延長した場合の利子税の免除などがなされると、その免除した金額の範囲内で納税義務が消滅する。

#### (6) 減額更正等

納税義務の成立した金額とその後確定した金額とを比較して、確定した金額が過大である場合には、その超過した部分について①更正の請求②税務署長の職権による調査に基づく確定金額を減額する更正などが行われる。そして、その減額更正があった場合には、納税義務はそれらの更正が行われたときに、減額された範囲内で消滅する。

#### (7) 徴収権の消滅時効の完成

国税の徴収権については、5年という消滅時効が設けられているが、この消滅時効が完成したときは、時効の援用を必要とせず、また、時効の利益を放棄することができなく、絶対的に納税義務は消滅することになる。

#### (8) 滞納処分の停止期間の経過

滞納処分の停止をした場合において、その徴収困難な状況が3年間継続した場合には、徴収権の消滅時効が完成する前であっても、滞納処分に係る国税の納税義務は消滅する。

## ○-2 国税徴収法のアウトライン

#### ●国税徴収法の目的

国税徴収法は、国税の滞納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保することを目的とする。

#### (1) 国税徴収法の特色

国税徴収法の特色として、①国税収入の確保(国税債権の確保)、②私法秩序との調整(私法秩序の尊重)、③納税義務の適正な実現(納税者の保護)が挙げられる。

#### (2) 国税収入の確保(国税債権の確保)

国税を適正に徴収することは、国の財源の確保という本来の目的のみならず、国税の公平な 負担の観点からも重要なことである。そのため、国税債権を確保する措置として、「国税の優 先権」(滞納者の財産の売却代金から真っ先に配当される。)と「自力執行権」(国税債権者は、 裁判所の力を借りずに強制手続を執ることができる。)の2つが認められている。

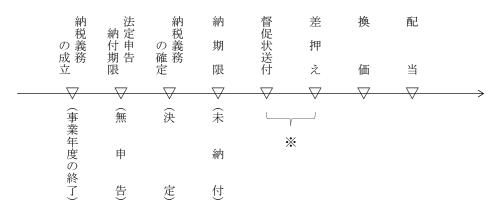
#### (3) 私法秩序との調整(私法秩序の尊重)

国税に優先権や自力執行権が与えられている一方、国税債権の確保と私法秩序の尊重との調和を図るため、「国税の優先権の制限」(滞納者の財産の売却代金から真っ先に配当されずに、2番目もしくは3番目に配当される場合がある。)及び「滞納処分に当たっての第三者の権利保護」(銀行等の他の債権者に損害を与えないように差押財産を選択する。)の2つの措置が採られている。

#### (4) 納税義務の適正な実現(納税者の保護)

国税の徴収には、国税債権の確保という本来の目的があるが、その実現の為に納税者の生活 や事業を窮地に陥らせるようなことがあってはならない。そこで、合理的な保護を図るため 「納税の緩和制度」(税金を納められる状態になるまで待ってあげる。)や「超過差押え等の禁 止」(必要以上の財産差押えを禁止する。)その他一定の制度を設けている。

#### ●国税徴収の手続の流れ



※ 「財産の調査」は、一般的にこの時期に行われると解されている。

#### (1) 納期限と納税

確定した国税は、法律に定められた納付の期限(納期限)までに納付しなければならない。

#### (2) 督 促

納期限までに納付されない国税は、滞納国税となり、「督促」(納税の催告)が行われるのが 原則である。この督促をしてもなお、納税されない場合に滞納処分が開始されることになる。

#### (3) 差押え

差押えは、納税者の財産を換価する為の前提手続として、その財産の処分を禁止する為に行われる。原則としては、督促後一定期間を経過した後に執行される。

#### (4) 換 価

差押えた財産は、滞納処分によって強制的に換価することになる。

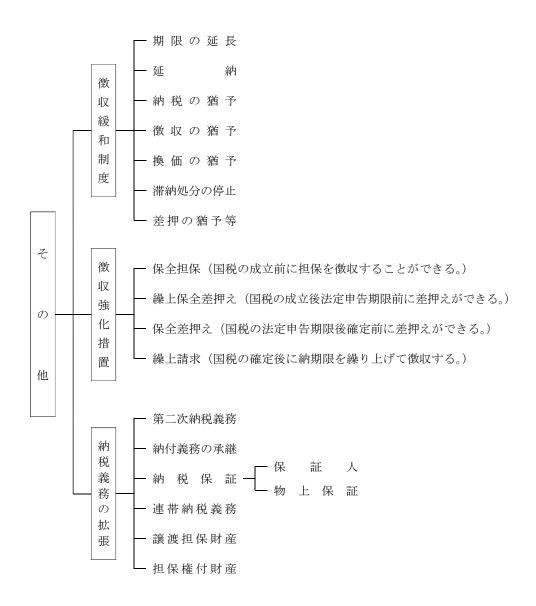
#### (5) 交付要求と参加差押え

納税者の財産について既に強制執行、滞納処分等の強制換価手続が開始されている場合には 上記の差押え・換価に代わる手続として交付要求をすることになる。

#### (6) 配 当

差押財産の売却代金又は交付要求により交付を受けた金銭は、差押国税その他一定の債権に 配当し、残余金があれば滞納者に交付する。

#### (7) その他



## <メ モ>

## テーマ 1 財産の調査

理論:重要度 ★★

徴収職員が滞納処分を執行するときは、①滞納処分の対象となる財産の発見、②第二次納税 義務を課す場合の徴収不足の判定、③保証人の資力調査等徴収の手続きを進める為、④滞納者 が所有している財産が価額、換価性等において差し押さえることが適当であるかどうかについ て調査する必要が出てくる。

そこで、徴収職員には、財産の調査をする為、一定の要件をもとに質問・検査及び捜索の権限が与えられている。



## 学習のポイント

- 1. 財産の調査は、滞納処分の前提手続であることを理解する。
- 2. 「質問・検査」及び「捜索」のそれぞれの性格を理解する。
- 3. 「捜索」の手続きの流れを把握する。
- 4. 「質問・検査」及び「捜索」の相違点を把握する。

## 1-1 質問及び検査

#### ■ 質問及び検査

質問及び検査は、任意調査として位置づけられ、相手方がこれを拒否、妨害等をした場合には、実施することができない。しかし、①徴収職員の質問に対して答弁せず 又は偽りの陳述をした場合、②徴収職員の検査を拒否等をした場合には、罰則が規定 されている。

#### 1 質問及び検査(法141)

徴収職員は、**滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき**は、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に対し**質問**し、又はその者の財産に関する帳簿書類(電磁的記録によるものを含む)を**検査**することができる。

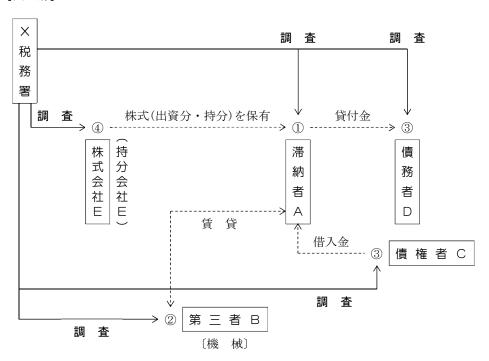
- ① 滞納者
- ② 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる 相当の理由がある第三者
- ③ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと 認めるに足りる**相当の理由がある**者
- ④ 滞納者が株主又は出資者である法人
- イ 「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき」とは、滞納処分の ため、滞納者の財産の有無、所在等を明らかにするため、滞納者の財産の有無、 所在、種類、価額、利用状況、第三者の権利の有無等(以下「財産の状況等」と いう。)を明らかにするため調査する必要があるときをいう。

この場合において、質問の内容及び検査の方法等は、財産の状況等を明らかに するために必要であると認められる範囲内に限られる。

- ロ 徴収職員が質問する場合には、口頭又は書面のいずれによっても差し支えない。
- ハ **検査**は、滞納者等に対して財産に関する帳簿書類の呈示を求めて行われ、捜索 の場合と異なり、時間制限はないが、特定の場合を除き、捜索の場合の時間制限 に準ずる取扱いがされている。
- 二 **滞納者の財産を占有する第三者**とは、正当な権限の有無にかかわらず、滞納者 の財産を自己の占有に移し、事実上支配している第三者をいう。

- ホ 「相当の理由がある」場合には、滞納者の陳述、帳簿書類の調査、伝聞調査等により滞納者の財産を占有し、又は滞納者と債権債務の関係を有し、若しくは滞納者から財産を取得したと認められる場合が含まれる。
- へ **滞納者が株主又は出資者である法人**とは、滞納者が株主である株式会社又は滞納者が出資者である合名会社、合資会社、各種協同組合、信用金庫、人格のない社団等をいう。

#### 【図 解】



① 滞納者A

住所、氏名、年齢、職業、滞納の経緯及びその因果関係等を調査する。

- ② 滞納者Aの財産を占有する第三者 滞納者Aの財産(機械)を占有するに至った経緯及び理由等を調査する。
- ③ 滞納者Aに対して債権、債務がある者
  - ・滞納者Aの債権者Cに対する借入金の状況等を調査する。
  - ・滞納者Aの債務者Dに対する貸付金の状況等を調査する。
- ④ 滞納者Aが株主又は出資者である法人E 滞納者Aが実際に保有する株式又は出資の持分割合を調査する。



### 参

#### 考 〜質問等に対する拒否及び罰則〜

質問及び検査は任意調査であるから、正当な理由があれば拒否できる。しかし、下記 のような者に対しては、罰金を処することになる。

次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処する。 イ 質問及び検査の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述を した者

□ 質問及び検査の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関 し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

質問及び検査は、任意調査であるから、正当な理由があれば拒否できるが、滞納処分の ため必要があるときにおいて行う徴収職員の質問及び検査に対する権限等につき、その受 忍義務違反者に対して一定の刑罰を科すこととしたものである。

## 1-2 捜索

#### ■ 捜索

捜索の権限は、捜索を受ける者の意思に拘束されない強制調査であり、非常に強力な権限である。

#### 2 捜索の権限及び方法

- (1) 捜索の権限(法142)
  - ① 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。
  - ② 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次のいずれかに該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。
    - イ 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
    - □ 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに 足りる相当の理由がある場合において、その**引渡をしないとき**。
  - イ **「滞納処分のため必要があるとき」**とは、滞納処分のため必要があるときをいい、差押財産の引揚げ、見積価額の評定等のため必要があるときも含まれる。
  - ロ 捜索できる「**物」**には、滞納者又は滞納者の財産を所持している者が使用し、 若しくは使用していると認められる金庫、貸金庫、たんす、書箱、かばん、戸棚、 衣装ケース、封筒等がある。
  - (注)貸金庫については、滞納者が銀行等に対して有する貸金庫の内容物の一括引 渡請求権を差し押さえることもできる。
  - ハ 「その他の場所」とは、捜索の相手方が使用し、若しくは使用していると認められる住居、事務所、営業所工場、納屋、倉庫等の建物のほか、間借り、宿泊中の旅館の部屋があり、また建物の敷地はもちろん、船舶、車両等で通常人が使用し、又は物が置かれるものが含まれる。
  - 二 「所持」とは、物が外観的に直接支配されている状態をいい、時間的継続及び その主体の意思を問わない(大正3.10.22大判)。
  - ホ 「**引渡しをしないとき**」とは、滞納者の財産を所持している者が、その財産を 現実に引き渡さないときをいう。引渡命令を受けた者又は保管する者が引渡しを しないときに限られない。
  - へ 徴収職員が滞納処分の為捜索を行う場合には、令状は必要とされない。

#### (2) 捜索の方法(法142③)

徴収職員は、上記(1)の捜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者 に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要 な処分をすることができる。

徴収職員が開くのは、滞納者又は第三者が徴収職員の開扉に応じないときや、 不在のとき等やむを得ないときに限られる。

#### 3 捜索の時間制限(法143)

(1) 原 則

滞納処分による捜索は、日没後から日出前まではすることができない。

- (2) 例 外
  - ① 日没前に着手した捜索は、日没後まで継続することができる。
  - ② 旅館、飲食店その他**夜間でも公衆が出入りすることができる場所**については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、上記(1)にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、捜索することができる。
- イ 「日出」又は「日没」とは、太陽面の最上点が地平線上に見える時刻を標準と するものであって、その地方の暦の日の出入りをいう。
- ロ 「その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所」には、次に掲げるもの 等がある。
  - (イ) ナイトクラブ、バー及びキャバレー
  - (ロ) 映画館、演劇場その他の興行場
- ハ 「滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる**相当の理由 があるとき**」とは、例えば、捜索の相手方が夜間だけ在宅又は営業し、あるいは、 財産が夜間だけ蔵置されている等の事情が明らかである場合又は滞納者が海外に 出国することが前日に判明した場合等滞納処分のためやむを得ない必要があると 認めるに足りる相当の理由がある場合をいう。
- 二 「休日の捜索」については、特に法律上の制限はないが、休日において個人の 住居に立ち入って行う捜索は、特別な必要性が生じない限り行わないという取扱 いがされる。
- ホ 「公開した時間内」は、営業時間内に限られない。

#### 4 立会人(法144)

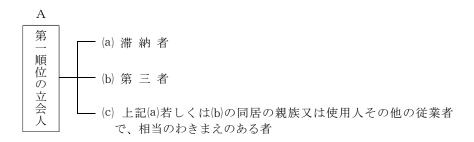
徴収職員は、捜索をするときは、次に掲げる者を立ち会わせなければならない。

- (1) その捜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用 人その他の従業者で相当のわきまえのあるもの
- (2) 上記(1)に掲げる者が不在であるとき、又は立会に応じないときは、成年に達した者二人以上又は市町村長の補助機関である職員若しくは警察官

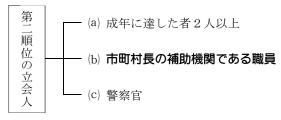
#### イ 立会人を置くべき場合

法第144条の「捜索」とは、法第142条の(捜索の権限及び方法)の規定による捜索処分をいい、捜索をする場合には、必ず立会人を置かなければならないが、捜索を必要としない不動産その他の財産の差押えに当たっては、立会人を必要としない。

- ロ 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう(民725)。
- ハ 「同居の親族」とは、生計を一にするかどうかは問わない。
- 二 「使用人その他の従業者」とは、事務員、工員等、滞納者又は第三者との雇用 契約等に基づき従事している者をいう。
- ホ 「市町村長の補助機関である職員」とは、捜索をする場所の所在する市町村 (特別区を含む。)の職員をいい、都道府県の職員は該当しない。



#### B (上記Aが不可能な場合)



#### 5 出入禁止(法145)

徴収職員は、捜索、差押え又は差押財産の搬出をする場合において、これらの処分の執行のため支障があると認められるときは、これらの処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場所に出入りすることを禁止することができる。

- (1) 滞納者
- (2) 差押えに係る財産を保管する第三者及び上記2の捜索を受けた第三者
- (3) 上記(1)又は(2)に掲げる者の同居の親族
- (4) 滞納者の国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者
- イ 「出入りすることを禁止することができる」とは、(イ)徴収職員の許可を得ないで捜索、差押処分又は差押財産の搬出を行う場所への出入りすることを禁止すること、(ロ)前述(イ)の場所にいる者を退去させることができることである。また、出入禁止をした場合には、掲示、口頭等の方法によりその旨を明らかにする。
- ロ **「滞納者を代理する権限を有する者」**とは、例えば、税理士・弁護士・納税管理人等である。

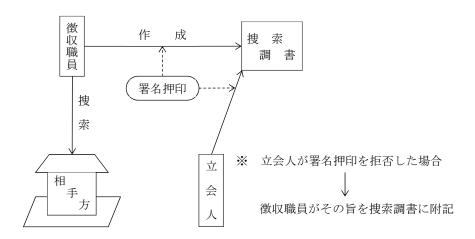
#### 6 捜索調書の作成(法146)

- (1) 徴収職員は、捜索したときは、捜索調書を作成し、その謄本を捜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人に交付しなければならない。
- (2) 上記(1)の規定は、差押調書を作成する場合には、適用しない。この場合においては、差押調書の謄本を上記(1)の第三者及び立会人に交付しなければならない。

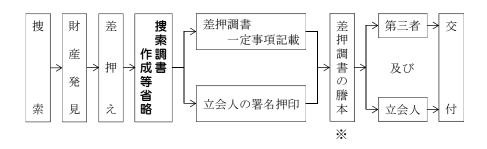
#### イ 立会人の署名押印

捜索調書を作成する場合には、捜索調書に立会人の署名押印を求めなければならず、また立会人が署名押印をしないときは、その理由を捜索調書に附記しなければならない。

#### 口 捜 索



#### ハ 捜索した結果、財産を発見して差し押さえた場合



※ 差押調書の謄本は、差押え財産の種類により滞納者には交付しない場合 がある。

#### ニ 捜索調書を作成しない場合

法第54条《差押調書》の規定により差押調書を作成する場合には、法第146条第1項の規定による捜索調書の作成及び同条第2項の規定による謄本の交付の必要はない(法第146条第3項前段)。この場合において、差押調書の謄本を捜索を受けた第三者及びその第三者以外の立会人があるときは、その立会人に交付しなければならない(法第146条第3項後段)。

#### ※ 財産の調査における共通事項

#### 7 身分証明書の呈示等(法147)

- (1) 徴収職員は、質問、検査又は捜索をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
- (2) 質問、検査又は捜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- イ 「関係者」とは、質問・検査又は捜索を受ける者をいうが、出入禁止を受けた 者、捜索の立会人等これらの処分に直接関係を有する者から請求があった場合に おいても身分証明書を呈示する。
- ロ 関係者が身分証明書の呈示を求めず、捜索等に応じたときは、その提示がなく てもその処分は違法ではないが、関係者が身分証明書の呈示を求めたときは、そ れを呈示しなければその処分を執行することができない。

#### 8 官公署等への協力要請(法146の2)

徴収職員は、**滞納処分に関する調査について必要があるとき**は、官公署又は 政府関係機関に、その調査に関し参考となるべき**帳簿書類**その他の物件の閲覧 又は提供その他の協力を求めることができる。

- イ **「滞納処分に関する調査について必要があるとき」**とは、滞納者の所在調査等を含め滞納処分に関し調査が必要と認められるときをいい、滞納者の財産調査が必要と認められるときに限られない。
- ロ 「帳簿書類」には、その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合におけるその電磁的記録を含む。
- ハ この規定は、協力要請の相手方である官公署等に協力義務を課するものではな く、また、守秘義務を解除するものでもない。

## ● 参考 ~搜索調書~

別紙第11号書寸

別紙男!	15	音工	6																		
							1	叟	索		調		書								
																		〇年〇	月	O E	
												税	3	佫	署						
															É	5"	氏	名		EΠ	
下記	万選約	加田和	は157	//二次	ぬかり ひょうしょう	つき	豊納加.⁴	<del>ረነ</del> ው	ため	⊤≣₽	<i>ל</i> שו	ーお	い抻	表1.5	_	_			16冬		百の
					がたが真に 作ります。	. ) ( )	ישאני זוונון	/J V J	1200	1 00	ار ا	_0)	كال	ж O С	COIC	. v ) C	\ <u>==</u> 1	MIXMX/AXII.	+0,7	יו פאל	9407
77872.101			- U/JE		1 2 0 1 2 0					I											
滞納者	住	所								氏行											
					ı	1				名		称							1		
滞	年	度	税		納期限	本	税	±Π	算 税	カロ	告	ŦH.	延	滞	税	利日	子税	滞納処分	費	備	考
							円	IJЦ	昇 祝	IJЦ	昇	忧	注注	による	- 今哲		円	法律による会	次百		
納							П		П				/Z1=	1000	立領		П		円		
															ΙJ				IJ		
玉																					
<b>T</b> )/																					
税																					
Arter.																					
等																					
捜索し	た場	易所														•					
	ţ	物																			
捜 索	し	た		年	月	Н	午前		時力	n E		午前	ij		持言	まで					
		時		+	7		'後		nd /	J1 _	, .	「後	Ź		יאן כ	× (					
備		考																			
I/m																					
(立会人の署名押印)																					

## ○ここを覚える

#### 財産の調査のポイント

- (1) 権限
  - ① 質問・検査 強制力のない任意調査
  - ② 捜 索 捜索を受ける者の意思に拘束されない強制調査
- (2) 要件
  - ① 質問・検査 滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき
  - ② 捜 索 滞納処分のため必要があるとき
- (3) 相手方
  - ① 質問・検査
    - イ 滞納者
    - □ 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足 りる相当の理由がある第三者
    - ハ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
    - 二 滞納者が株主又は出資者である法人
  - ② 捜 索
    - イ 滞納者
    - □ 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないときの第三者
    - ハ 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認める に足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないときの親族 その他の特殊関係者



- Q あなたの住所、氏名、年齢、職業をお聞かせ下さい。
  - A 豊島区目白〇一〇一〇 TAC太郎 55才 A株式会社代表取締役です。
- Q 代表取締役になったのはいつですか。
  - A 平成○○年9月15日です。
- Q あなたが代表取締役になってから工場を建てたことがありますか。
  - A 平成○○年1月に甲組立工場を建てました。
- Q 建築費用はどのくらいかかりましたか。
  - A 1億5,000万円かかりました。
- Q その費用はだれが支払いましたか。
  - A 会社が自己資金で6,000万円出しまして、残り の9,000万円は会社が $\bigcirc\bigcirc$ 銀行から借入れました。
- Q 領収証がありますか。
  - A あります。これがその領収証です。
- Q 建築するについて、B会社と契約書を取りかわしましたか。
  - A 取りかわしました。これがそうです(ここでB会社との間の「建築工事請負契約書」を提示した。)。
- Q 領収証と契約書の写しをいただけますか。
  - A はい。
- Q 甲工場の保存登記をしましたか。
  - A □□さんに依頼して登記をしましたが、□□さんが誤って私個人の名義で登記をしてしまいました。
- Q だれの名義で登記をすればよかったのですか。
  - A A会社の名義で登記しなければならないわけです。
- Q それはどういうわけですか。
  - A A会社のものだからです。

#### 財産の調査

- Q 現在は誰の名義になっていますか。
  - A  $\Box$  さんに表示変更を依頼してありましたが、 $\Box$  さんが平成 $\bigcirc$  年 $\times$  月に死亡したため、私の名義になったままです。
- Q 会社の財産目録にのせていますか。
  - A 会社財産として財産目録にのせていますし、減価償却もしています。
- Q 甲工場の固定資産税はだれが納めていますか。
  - A 実際は、会社が納めています。
- Q 会社のものなら会社の名義にすべきですね。
  - A その通りです。税務署でしてもらっても構いません。
- Q 税務署でする場合は、あなたの承諾書が必要です。承諾書をいただけますか。
  - A わかりました。

# トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

レギュラー・速修 問題 1 ~11

## テーマ 0 国税徴収法のアウトラインと通則

## 問題 1 ┃ 国税徴収法及び国税通則法の目的

- 1.国税徴収法の目的について下記の( )内に適当な言葉を埋めなさい。
   この法律は、国税の滞納処分その他の徴収に関する手続きの執行について必要な事項を定め、( A )を図りつつ、国民の( B )を通じて( C )することを目的とする。
- 2. 国税通則法の目的について下記の( )内に適当な言葉を埋めなさい。
   この法律は、国税についての( A )及び( B )を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、( C )を明確にするとともに、( D )の公正な運営を図り、
   もって( E )の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

## 問題2 国税の納税義務の成立(研究)

次に掲げる場合の、国税の納税義務の成立時期について答えなさい。

- (1) 申告納税による所得税
- (2) 3月31日決算の法人が1月31日に支払った税理士報酬に対する源泉所得税
- (3) 3月31日決算の法人の法人税

- 1 A 私法秩序との調整
  - B 納税義務の適正な実現
  - C 国税収入を確保
- 2 A 基本的な事項
  - B 共通的な事項
  - C 国税に関する法律関係
  - D 税務行政
  - E 国民の納税義務

## 【解答】

- (1) その年12月31日
- (2) その所得の支払いの時(本問においては1月31日)
- (3) 事業年度終了の時(本問においては3月31日)

# 問題3 国税の確定・その1

国税の確定手続きにつき解答欄の ( ) 内に下記語群から適当な言葉を選びなさい。 納税者甲は、平成24年度申告所得税について平成25年3月15日に ( A ) を提出したが、後日その申告税額が過少であることに気づいたため ( B ) を提出した。 納税者乙は、平成24年度申告所得税について平成25年5月15日に ( C ) を提出したが、後日その申告税額が過大であったため ( D )をし、税務署長はその ( D ) に基づき ( E ) 処分をした。

税務署長は、納税者丙の平成23年度申告所得税(申告済み)につき調査したところ申告税額が過少であったため、(F) 処分をし、更に平成24年度申告所得税について未だ申告書の提出がないためその調査によりその税額等の(G) 処分をした。

語 群:期限内申告書、期限後申告書、修正申告書、増額の更正、 減額の更正、更正の請求、成立、決定、督促、差押え

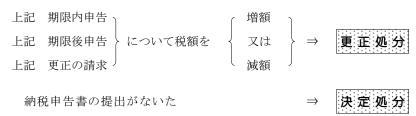
- A 期限内申告書
- B 修正申告書
- C 期限後申告書
- D 更正の請求
- E 減額の更正
- F 増額の更正
- G 決定

#### ~申告納税方式による国税の確定手続き~

## 【納税者が行う確定手続き】



## 【税務署長が行う確定手続き】



の部分が確定手続きになる。更正の請求については、その請求に基づき税 務署長が減額更正をする。(増額更正はありえない。更正をすべき理由がない旨を請求者に 通知。)

## 問題4 国税の確定・その2 (研究)

次に掲げる場合の、国税の納税義務の確定時期と誰がその手続きをとるかについて答えな さい。

- (1) 3月10日に期限内申告をした申告所得税
- (2) 上記(1)の申告につき修正申告をした所得税
- (3) 上記(2)の修正申告につき賦課決定された過少申告加算税
- (4) 契約書作成の際にちょう付した印紙税
- (5) 上記(4)の印紙につき不消印だったことによる過怠税

# 問題 5 滞納処分の定義

次に掲げる文章は、ある言葉の定義です。その文章の ( ) 内に下記語群から適 当な言葉を選び文章を完成させるとともに、その文章が何の言葉の定義なのかを答えなさい。

- (1) 納期限までに納付されない国税は、( A ) となり、( B ) が行われるのが原則である。この( B ) をしてもなお、納税されない場合に滞納処分が開始されることになる。
- (2) 原則として ( B ) 後一定期間を経過した後に滞納者の財産を ( C ) するための前提手続きとして、その財産の処分を禁止するために行われる。
- (3) 差押えた財産は、(D) によって強制的に売却される。
- (4) 差押え財産の換価代金等は、差押国税その他一定の債権に( E )し、残余があれば原則として( F )に交付する。

語 群:滞納処分、滞納者、強制執行、滞納国税、差押国税、 配当、督促、換価、差押え、債権者

## 【解 答】

- (1) 納税者がその申告書を提出した日(本間においては3月10日)
- (2) 納税者がその修正申告書を提出した日
- (3) 税務署長がその国税の賦課決定をした時
- (4) その契約書 (課税文書) 作成の時に自動的に確定する
- (5) 税務署長がその国税の賦課決定をした時
- ~国税についての納付すべき税額の確定の方式~

申告納税方式 → 納税者のする申告により確定。納税者の申告がない場合または誤りが あった場合に限り税務署長が確定。

Ex. 申告所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税等

賦課課税方式 → 税務署長が確定。

Ex. 各種加算税、過怠税等

自 動 確 定 → 課税要件である事実が明白で税額の計算が容易であるため納付すべき 税額の確定手続きを要しない。(成立と同時に確定。)

Ex. 源泉所得税、自動車重量税、ちょう付する印紙税、延滞税等

## 【解答】

- (1) 「督促」の定義である。
  - A 滞納国税
  - B 督促
- (2) 「差押え」の定義である。
  - B 督促
  - C 換価
- (3) 「換価」の定義である。
  - D 換価
- (4) 「配当」の定義である。
  - E 配当
  - F 滞納者

## テーマ1 財産の調査

## 問題6 質問検査

次に掲げる質問及び検査に関する文章について正誤を判定しなさい。

- (1) 滞納者の財産を占有する第三者とは、賃借権等の正当な権限に基づき、滞納者の財産を 事実上支配している第三者をいい、正当な権限なく占有している不法占拠者等の第三者は 除かれる。
- (2) 滞納者の陳述等により、滞納者の財産を占有していると認められる第三者に対しても質問及び検査をすることができる。
- (3) 滞納者に対し金銭消費貸借契約上の債務を負うと認められる者、滞納者との贈与契約に 基づき給付義務を負うと認められる者、預金について滞納者に対し支払義務を負うと認め られる者に対して質問及び検査をすることができる。
- (4) 滞納者から財産を取得したと認められる相当の理由がある者には、売買、交換、贈与(遺贈を含む)により財産を取得したと認められる者が該当し、出資により財産を取得した者は除かれる。

# 問題7 捜索の時間制限

捜索の時間制限の原則を述べるとともに、次に掲げる場合の内、捜索の時間制限の例外と して正しいか否かについて述べなさい。

- (1) 日没前に捜索を開始し日没後においてもそのまま滞納者に無許可のまま捜索を継続した。
- (2) 日没後において捜索を着手したためそのまま継続した。

- (1) 誤 「正当な権限の有無にかかわらず」、滞納者の財産を自己の占有に移し、事実上支配している第三者をいう。
- (2) 正 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを「占有していると認めるに足りる相当の 理由のある第三者」は質問及び検査の相手方となる。
- (3) 正 滞納者に対し債権若しくは債務があると認めるに足りる相当の理由がある者だからである。
- (4) 誤 滞納者から出資により財産を取得したと認められる者も含まれる。

## 【解答】

捜索の時間制限の原則: 捜索は、日没後から日の出前まではすることはできない。 捜索の時間制限の例外として正しいか否か

- (1) 正
- (2) 否 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所については、滞納 処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、 原則にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、捜索することができる。

# 問題8 捜索の立会人

次に掲げる場合の内、捜索の立会人としてふさわしい場合について選びなさい。

- (1) 滞納者の住居等の捜索につき滞納者を立ち会わせた。
- (2) 滞納者の住居等の捜索につき質問検査を受けた第三者を立ち会わせた。
- (3) 滞納者の住居等の捜索につき滞納者の同居の親族(別生計)で相当のわきまえのあるものを立ち会わせた。
- (4) 第三者の住居等の捜索につき滞納者を立ち会わせた。
- (5) 捜索を受ける滞納者やその同居の親族等が不在又は立ち会いに応じないため成人1名を立ち会わせた。

# 問題9 出入禁止

徴収職員は、捜索の際に一定の者を除き、その場所に出入りを禁止することができるが、 その一定の者(出入りが認められる者)とは誰かを次に掲げる者の内から選びなさい。

- (1) 滞納者
- (2) 捜索を受けた第三者
- (3) 滞納者の使用人で相当のわきまえのあるもの
- (4) 滞納者から委任を受けた税理士、弁護士
- (5) 警察官

捜索の立ち会い人としてふさわしい場合

- (1) 滞納者の立ち会い
- (3) 滞納者の同居の親族

法142条第1項《滞納者の住居等の捜索》の規定による捜索の場合には、その捜索を受ける 滞納者又は滞納者の同居の親族若しくは、滞納者の使用人その他の従業員をいい、同条第2 項《第三者の住居等の捜索》の規定による捜索の場合には、その捜索を受ける第三者又はそ の第三者の同居の親族若しくは、その第三者の使用人その他の従業員を言う。

また法144条の「同居の親族」には生計を一にするかは問わない。

## 【解答】

- (1) 滞納者
- (2) 捜索を受けた第三者
- (4) 滞納者から委任を受けた税理士、弁護士

# 問題10 捜索調書

徴収職員が捜索調書を作成した場合のその謄本の交付先について説明しなさい。

# 問題11 身分証明書の提示

徴収職員の身分証明書の呈示は、どのような場合に誰の請求によりしなければならないの か説明しなさい。

## 【解 答】

捜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人に交付しなければならない。

## 【解答】

徴収職員は、質問、検査又は捜索をするときに関係者の請求があったときは、身分証明書を呈示しなければならない。

身分証明書の呈示は、捜索のみならず質問、検査の場合にも要求されることに留意する。 また、請求人は「関係者」としていることから出入禁止を受けた者等にも呈示する。

# 理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

レギュラー・速修 テーマ3-18

## 3-18 財産の調査

[ランクB]

### 1. 質問及び検査(法141)

重要度◎

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に対し質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(電磁的記録によるものを含む。)を検査することができる。

- (1) 滞納者
- (2) 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- (3) 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- (4) 滞納者が株主又は出資者である法人

#### 2. 捜索の権限及び方法(法142)

重要度◎

- (1) 捜索の権限
  - ① 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その 他の場所につき捜索することができる。
  - ② 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次のいずれかに該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。
    - イ 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
    - ロ 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに 足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

#### (2) 捜索の方法

徴収職員は、上記(1)の捜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者 に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要 な処分をすることができる。

#### 3. 捜索の時間制限(法143)

重要度◎

(1) 原 則

捜索は、日没後から日出前まではすることができない。

- (2) 例 外
  - ① 日没前に着手した捜索は、日没後まで継続することができる。

② 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、上記(1)にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、捜索することができる。

#### **4. 捜索の立会人**(法144)

重要度◎

徴収職員は、捜索をするときは、次に掲げる者を立ち会わせなければならない。

- (1) その捜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人 その他の従業者で相当のわきまえのあるもの
- (2) 上記(1)に掲げる者が不在であるとき、又は立会に応じないときは、成年に達した者二人以上又は市町村長の補助機関である職員若しくは警察官

#### 5. 出入禁止(法145)

重要度◎

徴収職員は、捜索、差押え又は差押財産の搬出をする場合において、これらの 処分の執行のため支障があると認められるときは、これらの処分をする間は、次 に掲げる者を除き、その場所に出入りすることを禁止することができる。

- (1) 滞納者
- (2) 差押えに係る財産を保管する第三者及び上記2の捜索を受けた第三者
- (3) 上記(1)又は(2)に掲げる者の同居の親族
- (4) 滞納者の国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者

#### 6. 捜索調書の作成(法146)

重要度◎

- (1) 徴収職員は、捜索したときは、捜索調書を作成し、その謄本を捜索を受けた 滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人に交付しなければならない。
- (2) 上記(1)の規定は、差押調書を作成する場合には、適用しない。この場合においては、差押調書の謄本を上記(1)の第三者及び立会人に交付しなければならない。

#### 7. 身分証明書の呈示等(法147)

重要度〇

- (1) 徴収職員は、質問、検査又は捜索をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
- (2) 質問、検査又は捜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### テーマ3 滞納処分

## 8. 官公署等への協力要請(法146の2)

重要度〇

徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政 府関係機関に、その調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は 提供その他の協力を求めることができる。